

長崎市農業委員会 令和4年2月総会 議事録

- 1 日 時 令和4年2月28日(月) 14:00 開会
14:50 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(11名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆
上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 永岡 亜也子 山口眞佐栄
山脇 貞雄

※以下の委員については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請
せず(8名)
後山 裕義 平尾 政博 松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男
柳川 八百秀 山口 邦俊 山崎 実男
- 5 出席推進委員(0名)
新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請せず
- 6 出席職員
【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池主事
- 7 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和4年2月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。議事進行につきましては、本日は農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、山口眞佐栄会長職務代理者をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、2月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は11名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、今月の総会は、長崎県において新型コロナウイルス感染症に対するまん延防止等重点措置が、引き続き適用されておりますことから、2月21日の運営委員会で協議をいたしまして、総会出席者を会議の成立に必要な最小限の人数とする措置を取らせていただきましたことを、併せてご報告いたします。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。石橋一次委員と岩永一也委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○石橋委員・岩永委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が5件ございます。まず初めに、第1号議案、「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、3番については、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」と関連があり、また、〇〇委員の農地台帳上の同一世帯の親族が関連する案件となっておりますので、他の議案と分けて最後に審議いたします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、京泊2丁目の〇〇さんが所有する、琴海尾戸町の農地2筆584㎡について、琴海尾戸町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ペニンシュラゴルフクラブの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番〇の写真、次が、〇〇番の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。

第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で360日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が5,011㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、2月16日に平尾政博農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き1ページをご覧ください。本件は、福岡県行橋市の〇〇さんが所有する、脇岬町の農地2筆3,591㎡について、脇岬町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。野母崎ゴルフクラブの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番〇の写真、次が〇〇番〇の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で350日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が9,068㎡であり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、2月15日に山口邦俊農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案1番及び2番についての説明がございましたが、この件について何かご意見、ご質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案1番及び2番について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案1番及び2番につきましては、当委員会において許可することに決定いたします。引き続き、第1号議案3番及び第3号議案について審議いたします。〇〇委員は一時退席をお願いします。

— 〇〇委員退席 —

○議長 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 第1号議案3番と第3号議案は関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は、三川町の〇〇さんが所有する、北浦町の農地1筆1,188㎡について、茂木町の〇〇さんが5年間の賃貸借権を設定するための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が市民農園を開設するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、市民農園の計画図でございます。4.5m×2.5mの区画を主に46区画が計画されております。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は5人で1,080日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が21,398㎡であり、下限面積5,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、2月17日に山口眞佐栄農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

— 田平委員が離席 —

○農政管理係長 田平委員が離席されましたので、一時中断をお願いします。

○議長 一次中断します。

— 田平委員が着席 —

○議長 田平委員が戻られましたので審議を再開いたします。続いて説明をお願いします。

○農地係長 続きまして、議案書の4ページをご覧ください。第3号議案についてご説明いたします。本件は、三川町の〇〇さんが所有する北浦町の農地2筆について、茂木町の〇〇さんが、先ほどの1号議案で説明しました市民園用の駐車場に使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、集団的に存在する農地で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当するものと判断されます。通常、第1種農地は、転用は許可されませんが、農業用施設に供する場合は例外的に許可することとなっており、今回は市民農園の駐車場を整備する計画となっております。次が、駐車場計画図でございます。市民農園利用者用の14台分の駐車場と技術指導者用の駐車場を整備する計画となっております。雨水排水については道路側溝に放流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。立会につきましては、2月17日に山口眞佐栄農業委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただ

ております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案3番及び第3号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○赤瀬委員 3号議案の駐車場は元々農地ですけれど、1号議案の〇〇さんの取得面積は、20,210㎡足す1,188㎡が21,398㎡ということでしょうか。取得後の面積。

○農地係長 そうです。

○赤瀬委員 そしたらこっちの駐車場の分の面積というのは、農地としてではないからということですか。

○農地係長 議案の順でこういった記載方法にさせてもらったんですけれども、元々の経営面積が20,210㎡、3号議案の面積が1,188㎡で合計の21,398㎡です。

○赤瀬委員 この表では記載していないということですね。

○農地係長 そうです。それで、その後5条で駐車場分も申請をしていますので、駐車場として使用する間は農業用施設用地として〇〇さんの経営面積の中に加わることとなります。

○赤瀬委員 何ページ。

○農地係長 4ページですね。

○赤瀬委員 939㎡を。

○農地係長 更に経営面積が加わることとなります。繰り返しになりますが、議案の順番上まず、3条のほうが議案としてあがりましたので、3条議案のなかでは、現在の経営面積に3条で取得した面積を取得後の経営面積として計上させていただいております。

○赤瀬委員 もう一ついいですか。市民農園ということで、本人は直接耕作しないんですけれども、経営面積に入るんですか。

○農地係長 そうですね、そこは入ります。今回の分は農園利用方式ということで、実際に土地を貸し出すわけではなくて、農業の経営自体は〇〇さんが行っているんですけれども〇〇さんの指導のもと、農地を利用して農園をやっていくということです。実際の契約

は貸し借りの契約ではなくて、農地を利用させてもらっている契約になります。

○赤瀬委員 市民農園を借りる市民の人は賃貸借の契約をするんですか。

○農地係長 いえ、農地法上の手続きを全くとりませんし、契約も賃貸借の契約を交わしません。あくまで、〇〇さんの指導のもと、その農地を使ってレクリエーション的な農作業体験をするという、農園利用方式ということになります。

○赤瀬委員 わかりました。

○議長 よろしいですか。他にありませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案3番及び第3号議案について、当委員会において許可すること及び許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案3番及び第3号議案について、当委員会において許可すること及び許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。それでは引き続き議案の審議を行いますので、〇〇委員の復席を認めます。

— 〇〇委員復席 —

○議長 続きまして、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、西海町の〇〇さんが所有する、西海町の農地1筆について、アパート建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。明誠高校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。雨水排水につきましては、河川へ放流し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽から河川へ放流いたします。次が、現地の写真です。立会につきましては、2月16日に森山

安男農業委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案について説明がございましたが、この件について何かご意見、ご質問等はございませんか。

一 意見等なし

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案につきましては、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」ですが、2番につきましては、先程と同様に〇〇委員の農地台帳上の同一世帯の親族が関連する案件となっておりますので、他の議案と分けて最後に審議いたします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、北浦町の〇〇さんが所有する、早坂町の農地1筆2,183㎡について、出雲1丁目の〇〇さんが20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,458㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道長崎1Cの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は2月10日に山口眞佐栄農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、琴海村松町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地1筆1,364㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,364㎡について、10年間の賃貸借により、琴海村松町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、17,155㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は、1月19日に森山安男農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書は引き続き6ページをご覧ください。本件は、上銭座町の〇〇さんが所有する宮崎町の農地2筆493㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆493㎡について、10年間の使用貸借により、香焼町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,294㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は2月15日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案1番及び3番並びに4番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案1番及び3番並びに4番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案1番及び3番並びに4番について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第4号議案2番について審議いたします。〇〇委員は一時退席をお願いします。

— 〇〇委員退席 —

○議長 それでは、第4号議案2番について、事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案2番についてご説明いたします。議案書は5ページにお戻りください。本件は、北浦町の〇〇さんが所有する、早坂町の農地1筆及び茂木町の農地4筆、計4,338㎡について、茂木町の〇〇さんが20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、25,736㎡となり、利用につきましては果樹の栽培及び普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。拡大した写真がもう1枚ございます。次が、現地の写真です。現地の写真が5枚ほどございます。現地調査は2月17日に山口眞佐栄農業委員、中山辰也推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。説明

は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案2番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案2番について計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案2番について、計画相当と認めることに決定いたします。

○農地係長 すみません、事務局から関連で補足説明をさせていただきたいと思います。先ほど、赤瀬委員から経営面積の件で質問があったんですけれども、まず、3条で現在の経営面積が、20,210㎡、3条での申請で取得する面積が、1,188㎡ということで、合計で21,398㎡になるということでご説明をさせていただいて、その後5条で駐車場の転用があるということで、これも経営面積に入るのかということで、先ほど私は経営面積に入るとということで説明をしたかと思うんですけれども、これは転用で農地以外のものに使うということになりますので、5条の方は経営面積には入ってきません。それで、続けて今説明をいたしました第4号議案の2番に記載がありますとおり、3条での取得後の面積が21,398㎡、これに今回の利用権の設定をいたします4,338㎡を加えまして、利用権の設定後の経営面積が、25,736㎡になるということです。追加で説明させていただきます。

○議長 よろしいですか。それでは引き続き議案の審議を行いますので、○○委員の復席を認めます。

— ○○委員復席 —

○議長 審議を進行します。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が8件、合計筆数が15筆、合計面積が6,745㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

議案書の7ページにお戻りください。1番は、上黒崎町の○○さんが所有する上黒崎町

の農地2筆で、面積は560㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。黒崎教会の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、2月15日に鶴田安明推進委員にお願いしております。

続きまして2番は、琴海村松町の〇〇さんが所有する琴海村松町の農地4筆で、面積は4,263㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎市琴海クリーンセンターの南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地の立会いは、2月16日に森山安男農業委員にお願いしております。

続きまして3番は、深堀町1丁目の〇〇さんが所有する川内町の農地2筆で、面積は合計716㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。戸石小学校の北東に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、2月16日に鳥越悦子農業委員にお願いしております。

続きまして4番は、西彼杵郡長与町の〇〇さんが所有する上黒崎町の農地2筆で、面積は283㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。黒崎教会の北東に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、2月15日に鶴田安明推進委員にお願いしております。

続きまして5番は、上黒崎町の〇〇さんが所有する上黒崎町の農地1筆で、面積は98㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。黒崎教会の北東に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、2月15日に鶴田安明推進委員にお願いしております。

続きまして6番は、北陽町の〇〇さんが所有する上黒崎町の農地2筆で、面積は723㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。黒崎教会の北東に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、2月15日に鶴田安明推進委員にお願いしております。

続きまして7番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地1筆で、面積は23㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、2月15日に井川義英農業委員にお願いしております。

議案書の8ページをご覧ください。8番は、銭座町の〇〇さんと豊洋台1丁目の〇〇さんが共有で所有する琴海戸根原町の農地1筆で、面積は79㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の東側に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、2月16日に平尾政博農業委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「職員の処分について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務長説明

○議長 この件について、皆様から何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項2「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いします。

○農地係長 報告事項2についてご報告いたします。報告事項の資料の2ページから3ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、8件の届出がありました。続きまして、資料の4ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、2件提出されました。続きまして、5ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、6件提出されました。合計16件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項3「長崎県農業会議常設審議委員会について」事務局から報告をお願いします。

○事務長 平尾会長に代わりまして、事務局から報告いたします。会議は、2月10日に開催されました。資料は、6ページと7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「令和4年度 運営委員会・総会の開催日程について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 その他の事項1について説明させていただきます。その他の事項の冊子の1ページをご覧ください。来年度の運営委員会及び総会の開催日につきましては、総会での議案になる農地法にかかる許認可申請などの受付期間及び、申請受付後の現地調査の期間、並びに申請書の県への進達日を考慮して予定を組んでおります。なお、開始時間につきましては、基本的には14時、7月と9月と12月の運営委員会については、10時開始予定としており、会場につきましては、運営委員会は新興善メモリアルホール会議室、総会は新興善メモリアルホールを使用する予定としております。なお、日程及び会場につきましては、その時の状況により変更となる場合がありますことを申し添えます。あくまでも予定としてスケジュールの確保をお願いします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、まずその他の事項2についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。今月21日までに申し込みがあった分が、令和3年度の実績となります。先月の報告以降増減はあっておりませんので、令和3年度の実績は128部で目標部数に20部足りない結果となっております。委員の皆様におかれましては、1年間、加入推進活動を行っていただきありがとうございました。今後ともまた来年度に向けて継続した活動をお願いします。

次に、その他の事項3についてご説明いたします。資料は3ページ及び4ページになります。「令和3年度下半期の活動記録集計表」を記載しておりますのでご確認ください。なお、現在全国農業会議所において令和4年度からの活動記録カードが作成される予定となっております。令和4年度については、全国農業会議所が作成した記録カードに切り替える予定としておりますので、準備ができ次第、周知及び記載方法等についてご説明させていただきます。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。なんでも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和4年3月、4月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、資料は5のページをご覧ください。まず3月の行事予定ですが、10日木曜日に長崎県農業会議常設審議委員会に平尾会長が出席される予定です。11日金曜日13時から16時までが、令和3年度女性の農業委員会活動推進シンポジウムが、その後16時から17時までが、女性委員のための農業者年金セミナーがそれぞれオンラインで開催される予定です。委員の皆さんは誰でも視聴ができます。ご都合がつけば視聴をお願いします。それから、23日水曜日に農業委員会運営委員会、30日水曜日に農業委員会総会を開催する予定です。次に、4月の行事予定です。8日金曜日長崎県農業会議常設審議委員会、21日木曜日が農業委員会運営委員会、28日木曜日が農業委員会総会を開催する予定としております。以上で3月4月の行事予定のお知らせを終わります。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで2月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変ご苦労様でした。